**☆　指定介護機関について**

**生活保護法等の介護機関の指定申請は介護保険と同じ？**

介護扶助は、介護保険の給付対象となる介護サービスと原則同範囲のものを生活保護法等により指定された指定介護機関から現物給付するので、サービスを給付する介護機関は生活保護法等での指定が必要です。

　　※生活保護法等とは、「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」をいいます。

**（１）指定介護機関の手続きについて**

**平成２６年６月３０日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所等が指定介護機関となる場合は、指定申請手続きが必要です。**

①指定の申請

指定申請書は、事業所ごとに提出いただきます。（名称や事業所の所在地

　　　が介護保険法で指定された名称・所在地と同じであること。）

　　　指定申請書等は、三重県のＨＰ申請・届出等手続の総合窓口からダウンロー

　　　ドできます。

生活保護法による指定手続はこちら↓

<http://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/navi2/procList.do?fromAction=1&govCode=24000&keyWord=1130>

　②指定の区分は？

　　　　指定の区分は、介護保険法と異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険施設 | 施設ごとに指定 |
| 居宅サービス事業 | サービスの種類及びその事業を行う事業所ごとに指定  (介護保険での地域密着型サービスを含む。) |
| 介護予防サービス事業 |
| 居宅介護支援事業 | 事業所ごとに指定 |
| 地域包括支援センター |

③みなし指定は？

介護保険上でみなし指定となっている医療機関（＊）が行う、居宅療養管理指導や訪問看護、訪問リハビリテーションについても、上記の申請手続きが必要です。

なお、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設については、従来から介護保険の指定があった場合に生活保護法の指定があったものとみなしています。

（＊＝病院、診療所、歯科、調剤薬局）

④指定の決定は？

提出された申請書に基づき、介護保険法での指定（許可）状況等を確認、その他の審査を行ったうえで指定を決定します。

指定後に、文書通知するとともに三重県のホームページに掲載します。

⑤変更の届け出も必要？

　　指定後に名称・所在地の変更や事業の休止・廃止等がある場合は、所定の届出を行う必要があります。

介護保険法での届出とは様式も内容も異なりますのでご注意ください。

**平成２６年７月１日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所等が指定介護機関となる場合**

①　介護保険法の指定等があったときは、その介護機関は、指定介護機関の指

定を受けたものとみなすものとされています。

ただし、当該介護機関が、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限

りではありません。

　　②　指定介護機関の名称その他規則で定める事項の変更があった場合は、変更届等の提出が必要です。（※従前どおりです）

**（２）指定介護機関の届出の種別**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **生活保護法　指定介護機関　届出事項** | **届出の種別** |
| １ | 生活保護法指定介護機関の指定を受けようとするとき。  ※開設者の変更等により、一旦廃止をした機関が、あらためて指定を受けようとするときも指定申請が必要です。  **（平成２６年６月３０日まで）**   * **平成２６年７月１日以降に、介護保険法の規定による指定、**   **開設許可があったときは生活保護等の指定を受けたものと**  **みなされます。**  **ただし、指定、開設許可の際に生活保護等の指定を不要**  **とする場合は、その旨の申出書を提出すること。** | 申請書  **（様式第1号の２）**  （添付書類）  誓約書 |
| ２ | 介護機関の名称又は所在地に変更があったとき。**（平成２６年７月１日以降もこれまでどおり必要です。）** | 変更届書  **（様式2号）** |
| ※所在地及び規模の変更により**介護保険事業者番号（１０桁番号）の変更があった場合介護保険事業者番号についても併せて変更の届出をしてください。** 〔変更届書に所在地変更と併せて介護保険事業者番号の変更についても明記すれば、届出用紙は１枚でも可〕 |
| ※他市町への所在地変更の場合 　変更前の所在地を所管する福祉事務所に変更届を提出してください。 |
| ３ | 介護機関を休止したとき | 休止届書  **（様式第３号）** |
| ４ | 介護機関の開設者を変更（交代、個人→法人、法人→個人等）したとき（法人の代表者や管理者が変更の場合は不要です） | 廃止届書  **（様式第３号）** |
| ５ | 介護機関の開設者（個人）が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき |
| ６ | 介護機関を廃止したとき |
| ７ | 指定されているサービスの一部を廃止したとき （この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類も記入してください） |
| ８ | 休止していた介護機関を再開したとき | 再開届書  **（様式第４号）** |
| ９ | 生活保護法施行規則第１４条第３項に規定する処分を受けたとき | 処分届書  （**様式第５号）** |
| １０ | 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合、30日以上の予告期間が必要です。） | 辞退届書  **（様式第６号）** |

**各様式については、三重県ホームページからダウンロードできます。**

* **三重県ホームページ→各種手続・サービス（申請・届出等の総合窓口）→福祉（生活保護法関連）→各種様式を参照できます。**

# **県内の福祉事務所の連絡先**

　下記の福祉事務所が保護の実施機関となります。

平成31年1月現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
| 北勢福祉事務所 | 四日市市新正4丁目21-5 | 059-352-0235 | 桑名郡、  員弁郡、  三重郡 |
| 多気度会福祉事務所 | 伊勢市勢田町628番地2 | 0596-27-5136 | 多気郡（多気町除く）度会郡 |
| 紀北福祉事務所 | 尾鷲市坂場西町1番1号 | 0597-23-3449 | 北牟婁郡 |
| 紀南福祉事務所 | 熊野市井戸町383 | 0597-85-2150 | 南牟婁郡 |
| 津市社会福祉事務所 | 津市西丸之内23-1 | 059-229-3151 | 津市 |
| 四日市市社会福祉事務所 | 四日市市諏訪町1-5 | 059-354-8165 | 四日市市 |
| 伊勢市厚生福祉事務所 | 伊勢市岩渕1丁目7-29 | 0596-21-5556 | 伊勢市 |
| 松阪市福祉事務所 | 松阪市殿町1340-1 | 0598-53-4051 | 松阪市 |
| 桑名市社会福祉事務所 | 桑名市中央町2丁目37 | 0594-24-1169 | 桑名市 |
| 鈴鹿市社会福祉事務所 | 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 059-382-7640 | 鈴鹿市 |
| 名張市社会福祉事務所 | 名張市鴻之台1番町1 | 0595-63-7582 | 名張市 |
| 尾鷲市社会福祉事務所 | 尾鷲市中央町10-43 | 0597-23-8203 | 尾鷲市 |
| 亀山市福祉事務所 | 亀山市羽若町545総合保健福祉ｾﾝﾀｰ「あいあい」内 | 0595-84-3311 | 亀山市 |
| 鳥羽市社会福祉事務所 | 鳥羽市大明東町保健福祉ｾﾝﾀｰ「ひだまり」内2-5 | 0599-25-1181 | 鳥羽市 |
| 熊野市福祉事務所 | 熊野市井戸町796 | 0597-89-4111（代）内線165 | 熊野市 |
| いなべ市福祉事務所 | いなべ市北勢町阿下喜31 | 0594-86-7816 | いなべ市 |
| 志摩市福祉事務所 | 志摩市阿児町鵜方3098-22 | 0599-44-0283 | 志摩市 |
| 伊賀市社会福祉事務所 | 伊賀市四十九町3184 | 0595-22-9651 | 伊賀市 |
| 多気町福祉事務所 | 多気郡多気町相可1600 | 0598-38-1114 | 多気町 |

生活保護法等に基づく介護機関の指定申請、変更等の届出について

提出先(問合わせ先)

〒514-8570　津市広明町13

三重県子ども・福祉部地域福祉課 TEL 059-224-2286

または、各福祉事務所へお願いします。